



7 飯保第215号
令和7年5月7日

飯田市国民健康保険運営協議会会長 様

飯田市長 佐 藤 健

令和7年度飯田市国民健康保険税の賦課方法について（諮問）

国民健康保険法第11条第2項及び飯田市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定に基づき、令和7年度飯田市国民健康保険税の賦課方法を下記のとおりとすることについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1	基礎課税額	(按 分 率)
	(1) 所得割額	100分の6.60
	(2) 被保険者均等割額	16,500円／人
	(3) 世帯別平等割額	21,000円／世帯
2	後期高齢者支援金等課税額	(按 分 率)
	(1) 所得割額	100分の3.05
	(2) 被保険者均等割額	10,600円／人
3	介護納付金課税額	(按 分 率)
	(1) 所得割額	100分の2.70
	(2) 被保険者均等割額	8,600円／人
	(3) 世帯別平等割額	6,800円／世帯

7飯保第215号
令和7年5月7日

飯田市国民健康保険運営協議会会長 様

飯田市長 佐 藤 健

令和7年度飯田市国民健康保険税の賦課方法について（諮問）

国民健康保険法第11条第2項及び飯田市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定に基づき、令和7年度飯田市国民健康保険税の賦課方法を下記のとおりとすることについて、貴協議会の意見を求めます。

記

- | | |
|----------------|------------|
| 1 基礎課税額 | (按 分 率) |
| (1) 所得割額 | 100分の6.60 |
| (2) 被保険者均等割額 | 16,500円／人 |
| (3) 世帯別平等割額 | 21,000円／世帯 |
| 2 後期高齢者支援金等課税額 | (按 分 率) |
| (1) 所得割額 | 100分の3.05 |
| (2) 被保険者均等割額 | 10,600円／人 |
| 3 介護納付金課税額 | (按 分 率) |
| (1) 所得割額 | 100分の2.70 |
| (2) 被保険者均等割額 | 8,600円／人 |
| (3) 世帯別平等割額 | 6,800円／世帯 |